

伊達市学校施設利活用基本方針

提 言 書

平成 30 年 10 月

伊達市学校施設利活用審議会

はじめに

全国的な少子化の流れに違わず、伊達市でも児童生徒及び学級数の減少が進んでおり、学校のあり方の見直しに直面しています。そして、閉校となった学校施設の利活用については、全国各地で様々な試行錯誤が続けられているように、伊達市でも避けることのできない検討課題となっています。

一方、学校施設は地域における有為な人材を輩出し、文化を育んできた重要な公共施設です。したがって閉校後においても、地域の文脈や意向を尊重し、住民、市、民間事業者等の合意と協力の下で、その有効な利活用が図られていく必要があります。

伊達市学校施設利活用審議会は、平成 29 年 3 月をもって閉校となった旧「五十沢小学校」「大枝小学校」「白根小学校」「富野小学校」「山舟生小学校」の学校施設利活用の検討を契機として、平成 28 年 11 月に設置されました。本審議会では市の行財政運営の状況整理、各地域の現地調査や住民意識調査に基づく特性や課題の把握、「サウンディング型意向調査」による民間事業者等の意向把握をふまえ、個別案件に止まらず全市の視点で望ましい学校施設の利活用のあり方をのべ 8 回にわたり、鋭意検討してきました。

本「伊達市学校施設利活用基本方針」は以上の検討結果に基づいて、市全体の方針としてとりまとめました。学校の閉校は縮小社会における辛い現実ですが、避けることのできない課題です。本方針は、市全体及び各地域において、学校施設が有用な公共施設として利活用されることを願い、その道標となるよう、提言するものです。

平成 30 年 10 月

伊達市学校施設利活用審議会
委員長 今西一男

1 策定の背景・目的

伊達市では人口減少社会の進行に伴う児童生徒及び学級数の減少を踏まえ、教育機会の均等と教育水準の維持向上を図り、教育効果を向上することを目的に「伊達市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」（平成 27 年 3 月）を策定した。これに即して特に小学校のあり方を見直してきた。

一方、公共施設全般について、合併特例期間が終了し、普通交付税が大きく減少するなど厳しい財政状況が続くことに加え、少子高齢社会の到来もあって管理運営や利用形態が変化していくことが予想される。そこで伊達市では公共施設等の全般の状況を把握し、長期的な視点を持って、その更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため、「伊達市公共施設等総合管理計画」（平成 27 年 12 月）を策定した。これに即して総合的な公共施設マネジメントが進められている。

とりわけ学校施設は教育施設としてだけでなく、地域の身近な公共施設としてコミュニティ活動や各種行事の開催など、様々な場面で利活用されてきた。したがって地域住民の愛着も強く、閉校となった学校施設の利活用には強い関心を持っている。しかし、公共施設の中でも規模の大きな学校を維持していくことは、財政にとって大きな負担となることも事実である。

本基本方針は、市全体のまちづくりの方向性と地域住民の意向を尊重した学校施設の利活用を推進するため、その基本的な考え方や検討プロセスなどを明らかにするものである。

地域・民間・行政相互の協力によって、円滑な利活用を図っていくことを目的としている。

2 学校施設利活用の基本的な考え方

学校施設の利活用にあたっては、地域住民の意向を尊重し、公共施設マネジメントや地域振興の視点など、市全体のまちづくりの方向性に合致させることとする。以下には利活用検討にあたっての各主体の役割と責務、利活用の基本的な考え方、利活用にあたって配慮すべき事項を示す。

2.1 利活用検討にあたっての各主体の役割と責務

- 市(行政)は、貴重な地域資源である学校施設を、中・長期にわたり市全体及び地域振興に資するよう利活用をするため、公平かつ慎重な検討を行うこと。利活用の際には、必要に応じて指導及び支援を行うこと。
- 民間(事業者)は、利活用にあたり地域との調和、地域への貢献に努めること。
- 地域(住民)は、利活用検討に主体的に参加・協力し、その後の運営に関心を持つこと。

2.2 利活用の基本的な考え方

(1) 行政需要に対応した利活用

学校施設は市民共有の貴重な財産であることから、市全体のまちづくりの方向性や重要施策等との整合性に留意し、市民全体から望まれる行政需要に対応した利活用を図ること。

(2) 地域の特性や意向を踏まえた利活用

学校施設は地域のシンボルとして重要な役割を担ってきたことを踏まえ、利活用にあたっては地域の特性や意向に十分配慮すること。

(3) 民間事業者等による利活用

民間事業者等による利活用にあたっては、市や地域への貢献及び影響を十分考慮すること。また、事業の安定性・継続性などを評価し、学校施設の売却または貸付を選択すること。

事業の目的は、地域における雇用の場の創出、交流人口の増加、地域住民間の交流機会の拡大など、地域振興に資するものとする。そして、可能な限り長期にわたるものであること。

2.3 利活用にあたって配慮すべき事項

(1) 中・長期を見据えた利活用

中・長期的な視野に立ち、新たに生じる行政需要や多様化する市民の意向など、将来を見通した上で、利活用を図ること。

ただし、本格的な利活用に至るまでの一定期間については、暫定的な利活用を許可するなど弾力的な取扱いを行うこと。

(2) 施設及び地域の安全確保

学校施設には老朽化だけでなく、耐震性能の問題を有する建物もあるため、利活用の検討にあたっては、改修の必要性やコストなど条件検討を踏まえること。

また、閉校後も市の避難所として指定されているなど、地域防災の拠点施設でもあることから、利活用検討にあたっては地域の安全確保に配慮すること。

(3) 土地利用及び権利調整

閉校となった学校施設は主に中山間地域に立地しているため、利活用にあたっては都市計画法等による制限に触れる場合がある。特に、市街化調整区域内の施設を利活用する場合、公益的な用途とすることなど制限があるため、関係機関との事前確認・協議を行うこと。

また、登記記録と現状が乖離した施設があることも散見されるため、適切な権利調整の手続きを行うこと。

(4) 利活用までの施設管理

閉校となった学校施設では不良個所が放置され、老朽化の進行が早まることが考えられる。そのため、閉校から利活用までの期間においても必要な維持管理を行うとともに、その期間を可能な限り短くするよう努めること。

3 学校施設利活用の検討の進め方

学校施設利活用の検討にあたっては、「2 学校施設利活用の基本的な考え方」を踏まえた上で、(1) 市(行政)による利活用、(2) 民間事業者等による利活用の順で検討する。

本審議会では、民間事業者等による利活用方針について、各地域住民及び民間事業者等の意向を鑑みながら、市全体及び各地域の振興に寄与する方針を審議する。

(1) 市(行政)による利活用

市は、学校施設のうち、行政目的で利活用することが望ましいと考えられる施設について、優先的に利活用方針を検討する。

なお、市による利活用の検討については、施設設置の必要性や地域住民の意向との適合、公共施設マネジメントとの整合性、財政支出の妥当性などを十分に考慮した上で判断すること。

市による利活用方針がない場合は、民間事業者等による利活用の検討を行うこと。

(2) 民間事業者等による利活用

市は、行政目的での利活用が見込まれない施設について、民間事業者等による利活用(売却または貸付)を検討する。

なお、民間事業者等の利活用については、市全体の課題解決や重要施策の実現に寄与することに加え、地域住民の意向を尊重すること。そして、事業者等の健全性、事業の安定性・継続性、市や地域への貢献及び影響を十分考慮した上で判断すること。

(3) 利活用の再検討

民間事業者等による利活用が見込まれない施設については、再度、市による利活用の検討を行うこと。

(4) 学校施設利活用の検討の進め方

以上の学校施設利活用の検討の進め方は、フローのように示される。

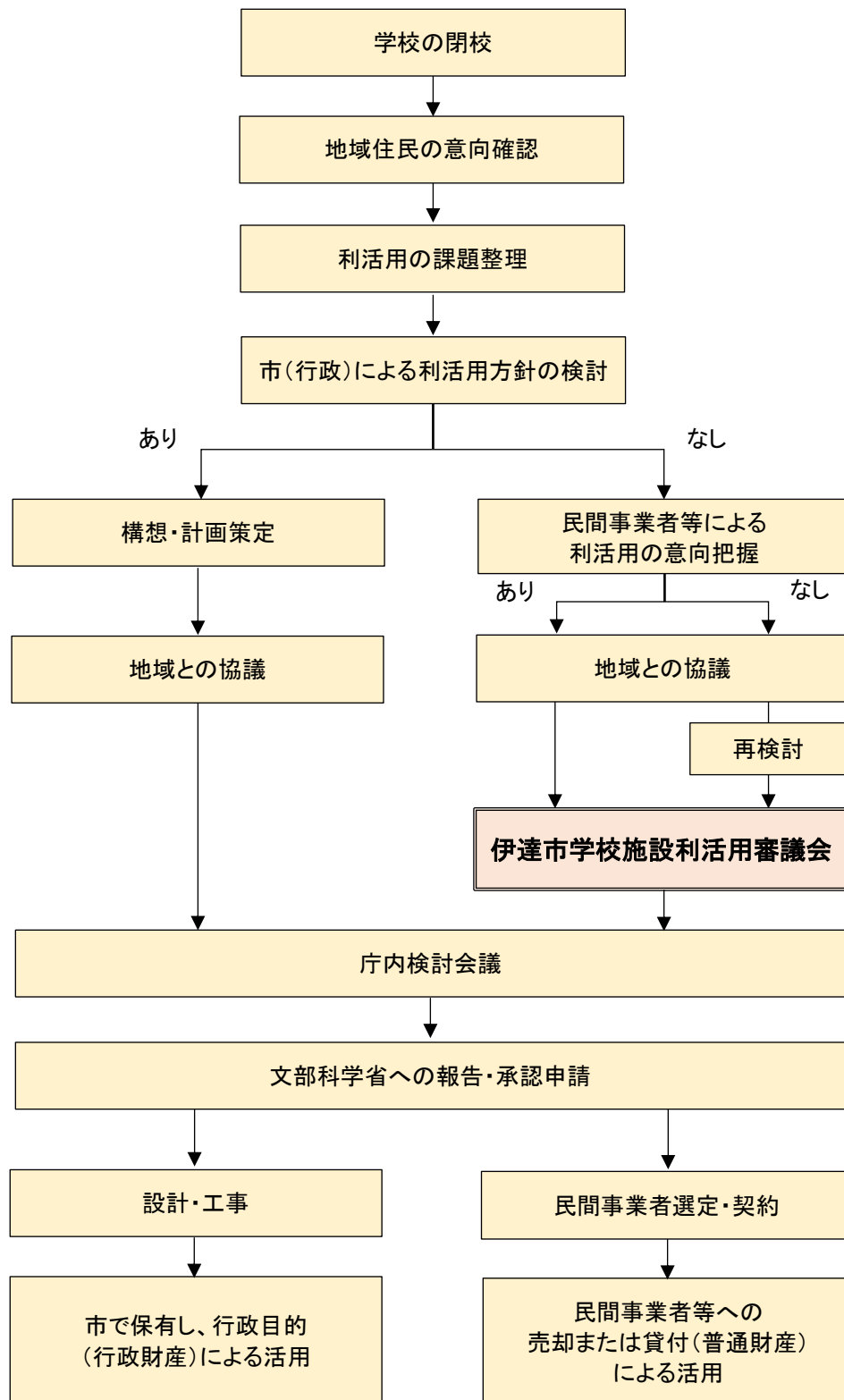


図: 学校施設利活用の検討の進め方(フロー)